

**「(仮称) 新 千葉県次世代育成支援行動計画 (後期計画)」の策定について (案)****1 次期計画策定の趣旨**

- 平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、千葉県次世代育成支援行動計画 (前期・後期) を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を実施した。
- 平成26年に次世代育成支援対策推進法が改正され、更に10年間、法の有効期限が延長されたことを受け、「新 千葉県次世代育成支援行動計画 (前期計画)」を平成27年11月に策定し、今年度が計画期間の最終年度となっている。
- 次世代育成支援対策を継続して実施していくため、今年度、次世代育成支援に関する課題の整理を改めて行った上で、「(仮称) 新 千葉県次世代育成支援行動計画 (後期計画)」を策定する。

**2 次期計画の位置づけ**

- 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画
- 千葉県における次世代育成支援対策に関する総合的、基本的な計画
- これから千葉県が進めて行く次世代育成支援対策の方向性や目標を総合的に定めた計画

**3 次期計画の期間**

令和2年度 (2020年度) ~令和6年度 (2024年度) までの5年間

**4 次期計画における定義****(1) 子ども・若者**

この計画が対象とする「子ども・若者」は、乳幼児、児童、生徒、青少年から自立して生計を営む前の若者まで幅広い範囲を対象

**(2) 親**

この計画が対象とする「親」は、妊娠している段階から子育てが始まっていると捉え、妊娠中から子育て中の保護者を含めた範囲を対象

**(3) 地域**

この計画が対象とする「地域」は、ベビーカーを押して行ける程度の生活圏における「身近な他人による支え合い」共同体を基本に、さらに働く場を含めた範囲を対象

## 5 次期計画の策定方法

- 次世代育成支援対策推進法9条の規定による「次世代育成支援行動計画」と子ども・子育て支援法62条の規定による「子ども・子育て支援事業支援計画」を一体的に策定する。
- 計画に関係する当事者の代表である「次世代育成支援対策千葉県協議会」で次世代育成支援に関する課題の洗い出しを行った上で、施策の方向性について意見を伺う。
- 関連計画である「千葉県子どもの貧困対策推進計画」等も改定時期にあることから、関係課との連携を密にして、関係団体の意見を反映させる。
- パブリックコメントで、子育て中の親等を含む県民から広く意見を伺う。
- 学識経験者、法律の専門家、保護者等で構成される「千葉県子ども・子育て会議（審議会）」からも課題や施策の方向性について、意見を伺う。
- 「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン（千葉県総合計画）」や「第三次 千葉県地域福祉支援計画」等の関連諸計画との整合を図る。
- 知事を本部長、副知事を副本部長とし、各部長で構成する「次世代育成支援対策推進本部（各課長で構成する「幹事会」）」において、総合調整を図る。

## 6 次期計画策定のスケジュール

7月	課題の整理（次世代協議会、子ども・子育て会議）
9月	骨子案・計画素案協議（次世代協議会、子ども・子育て会議）
11月	計画案協議（次世代協議会、子ども・子育て会議）
12月～1月	パブリックコメント・市町村意見照会
2月	計画最終案協議（次世代協議会、子ども・子育て会議）
3月	総合調整（次世代推進本部会議）、計画の決定

※ 公表は、令和2年4月を予定